

一般質問一覧表

田原市議会第2回定例会（第2日・第3日）

令和3年6月10日・11日

個人質問

令和3年6月10日（予定）

1番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

- 女性、子ども・若者の社会的孤立防止について
 - 1. 孤立する子ども・若者への支援について
 - 2. ひとり親世帯、低所得世帯への支援について
 - 3. 生理の貧困について
 - 4. 本市の女性活躍と子育て支援（少子化対策）について

2番 自由民主党田原市議団 内藤 浩議員

（一括質問一括答弁方式）

- 温泉資源を活用した観光地域づくりについて
 - 1. 温泉の活用について
 - 2. 温泉資源を活用した観光地域づくりの体制について

3番 自由クラブ 小川貴夫議員

（一問一答方式）

- 寄附金制度・寄附金税制の充実・拡充と活用について
 - 1. 渥美半島田原市応援寄附金の増加に向けた取組について
 - 2. 渥美半島田原市応援寄附金の活用について
 - 3. 条例で指定する寄附金税額控除対象団体の拡充について

4番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一問一答方式）

- 自然災害からの犠牲者ゼロの取組について
 - 1. 避難情報の発信について
 - 2. 情報取得困難者への対応について

5番 市民クラブ 赤尾昌昭議員

（一問一答方式）

- 聴覚障害者のコミュニケーション支援について
 - 1. 聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状について
 - 2. 愛知県との連携について
 - 3. 今後のコミュニケーション支援について

令和3年6月11日（予定）

6番 自由民主党田原市議団 大竹正章議員

（一括質問一括答弁方式）

- 公共施設適正化について
 - 1. 現在の状況と将来見通しについて
 - 2. 公共施設等総合管理計画の方針等について
 - 3. 推進体制について

7番 みんなの党愛知 岡本重明議員

（一括質問一括答弁方式）

- まちづくりについて
 - 1. 女性が活躍できる社会という概念について
 - 2. 行政手法について
 - 3. コンパクトシティについて
 - 4. 小中学校における道徳教育について

令和 3 年 5 月 2 6 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子
(会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	女性、子ども・若者の社会的孤立防止について
質問項目(小項目)	1. 孤立する子ども・若者への支援について
質問要旨	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、子ども・若者の孤立が深刻化している。孤立している当事者は SOS を出せず、また外からは見えにくい。SOS を出しやすい環境整備や、孤立している当事者の声を丁寧に聴き支援につないでいくことは必要であると考えます。 そこで、声をあげにくい子どもや若者をサポートする体制と支援の状況について伺う。
質問項目(小項目)	2. ひとり親世帯、低所得世帯への支援について
質問要旨	昨年からはひとり親世帯、低所得世帯への支援を行っているが、コロナ禍による影響が長期化している中、今後のひとり親世帯、低所得世帯への支援について伺う。
質問項目(小項目)	3. 生理の貧困について
質問要旨	経済的な理由で生理用品を買えない女性や子どもの「生理の貧困」への対応が求められている。本市ではコロナ禍における経済的負担を軽減するため、防災備蓄品の生理用品の無償配布の取組がされたが、この状況は一過性ではないと思われる。 そこで、今後の「生理の貧困」に対する支援について伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 本市の女性活躍と子育て支援(少子化対策)について
質問要旨: コロナ禍において、特に職場や家庭における女性、子ども・若者へのマイナスの影響が顕在化しているが、SDGsや男女共同参画等の観点から、女性活躍や子育て等に対する本市の支援の考え方について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月26日(11時54分受付)	受付番号	個-1
------------	---------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 2 7 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 浩
(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	温泉資源を活用した観光地域づくりについて
質問項目(小項目)	1. 温泉の活用について
質問要旨:	今回湧出した温泉を活用し、いかに観光地域づくりができるのかは今後の観光施策の上で重要と考える。温泉活用は、関係事業者・団体等が覚悟を決め、本市がいかに関わるかがポイントとなる。 そこで、本市として温泉の活用をどのように考えているのか伺う。
質問項目(小項目)	2. 温泉資源を活用した観光地域づくりの体制について
質問要旨:	温泉資源を活用し、観光地域づくりの効果を高めるためには、地域関係者を巻き込みつつ明確なコンセプトに基づいた戦略が必要で、そのためにデータ収集・分析、企画立案、プロモーションなどを行う観光地域づくり法人(DMO)のような体制を築くことが必要と考える。 そこで、本市として温泉資源を活用した観光地域づくりの体制について考えを伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 3 年 5 月 27 日(15 時 28 分受付)	受付番号	個-2
------------	------------------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 2 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫
(会派名：自由クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	寄附金制度・寄附金税制の充実・拡充と活用について
質問項目(小項目)	1. 渥美半島田原市応援寄附金の増加に向けた取組について
質問要旨	渥美半島田原市応援寄附金制度には、現在、寄附の使い道として 13 項目の「寄附の目的」を設定し、寄附金募集が行われている。本市におけるシティセールスの推進と財源の確保に向けては、渥美半島田原市応援寄附の件数及び金額を増やしていくことが重要であると考え、寄附実績の推移と増加に向けた取組方針について伺う。
質問項目(小項目)	2. 渥美半島田原市応援寄附金の活用について
質問要旨	渥美半島田原市応援寄附金は、当該年度の寄附金を一旦ふるさと応援基金に積み立て、翌年度以降に寄附の使い道に沿った事業に活用することとなっており、毎年度予算参考資料及び主要施策等報告書において活用状況が示されている。 そこで、活用先事業の考え方について伺う。
質問項目(小項目)	3. 条例で指定する寄附金税額控除対象団体の拡充について
質問要旨	団体等に対して行う寄附金のうち、個人住民税の税額控除が受けられる寄附金として総務省が示している「都道府県・市区町村が条例で指定する団体への寄附金」について、本市では市税条例の規定に基づき、市税条例施行規則において対象が定められている。 そこで、市内団体に対する現在の指定状況について伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月28日(0時07分受付)	受付番号	個-3
------------	--------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 2 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝
(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	自然災害からの犠牲者ゼロの取組について
質問項目(小項目)	1. 避難情報の発信について
質問要旨:	本市で想定される自然災害には、地震、津波及び風水害(台風、洪水)などがある。本市は東西に長い半島のため、同じ校区や地域の中でも抱える課題はそれぞれに違う。5月20日に避難情報に関するガイドラインが改定された。そこで今回、新たな避難情報についての運用開始にあたって課題があるか伺う。
質問項目(小項目)	2. 情報取得困難者への対応について
質問要旨:	本市には、多くの外国人及び外国人研修生が住んでいるほか、旅行者等がおり、災害時にはこれらの人々に十分な情報が行き届かないことが予想される。 そこで、このような情報取得困難者への災害時の対応について課題をどのように捉えているのか伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月28日(13時26分受付)	受付番号	個-4
------------	---------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 2 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 赤尾 昌昭
(会派名：市民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	聴覚障害者のコミュニケーション支援について
質問項目(小項目)	1. 聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状について
質問要旨:市役所窓口などでの聴覚障害者来訪時における本市の対応状況について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 愛知県との連携について
質問要旨:愛知県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」第 4 条第 2 項において「県は、市町村と連携を図りながら協力して施策の推進に取り組む」とあるが、県とはどのような連携を図っているのか伺う。	
質問項目(小項目)	3. 今後のコミュニケーション支援について
質問要旨:手話の普及や ICT ツールの導入など、コミュニケーション支援に関する本市の考え方について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意

事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月28日(14時18分受付)	受付番号	個-5
------------	---------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 3 0 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 大竹 正章
(会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	公共施設適正化について
質問項目(小項目)	1. 現在の状況と将来見通しについて
質問要旨	合併当時から公共施設適正化は重要課題として、様々な対応を進めているが、現在の公共施設の状況と、財政規模、人口減少等を鑑みた将来見通しについて伺う。
質問項目(小項目)	2. 公共施設等総合管理計画の方針等について
質問要旨	現状を踏まえ、公共施設等総合管理計画の方針、目標設定、実施手法及び個別施設計画にどう取り組むのか伺う。
質問項目(小項目)	3. 推進体制について
質問要旨	公共施設適正化については、行政が強いリーダーシップを発揮するための推進体制の強化が必要であると考えているが、市の考えを伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月30日(18時59分受付)	受付番号	個-6
------------	---------------------	------	-----

令和 3 年 5 月 3 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明
(会派名：みんなの党愛知)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	まちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 女性が活躍できる社会という概念について
質問要旨	男女共同参画に対する市の考えを伺う。また、子育てや家族介護を中心とした家事を担っている女性に対する市の考え方を伺う。
質問項目(小項目)	2. 行政手法について
質問要旨	PFI という事業形態に対する市の考え方及びプロポーザル方式に対する市の考え方について伺う。
質問項目(小項目)	3. コンパクトシティについて
質問要旨	コンパクトシティの現状と課題について市の認識を伺う。
質問項目(小項目)	4. 小中学校における道徳教育について
質問要旨	郷土愛や自己の生き方を学ぶ道徳教育を進めるにあたり、本市の小中学校の道徳教育の取組や今後の進め方について伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和3年5月31日(10時4分受付)	受付番号	個-7
------------	--------------------	------	-----